事　務　連　絡
平成 26 年３月 11 日

各　都道府県
　　指定都市　　精神保健福祉主管部局　御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

医療保護入院の入院届に添付する入院診療計画書の様式について（周知依頼）

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第４号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）第 13 条の４第１号ヲの規定に基づき、「「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」等の一部改正について」（平成 26 年１月 24 日障精発 0124 第２号）記３による改正後の「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年３月 30 日障精第 22 号）において、医療保護入院者の入院届（同通知様式 13）に添付する入院診療計画書の様式については、別途通知することとしていたところです。

今般、当該様式について、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」（平成 26 年３月５日保医発 0305 第１号厚生労働省保健局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知）別添の別紙２の３及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知)」（平成 26 年３月５日保医発 0305 第３号厚生労働省保健局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知）別紙様式４の２としてお示ししておりますので、管下市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。